

EMS・ドライブレコーダー機器導入促進助成事業における留意事項

(公社)大分県トラック協会

1. 助成対象機器について

事業用の貨物自動車に新たに装着した別に定める基準に該当する車載器を助成対象といたします。別紙助成対象機器一覧表を参照してください。

2. 機器の区分について

1台でEMS機能とDR機能を備えている場合

DRに該当するものとみなし、1台分が助成対象となります。(DRに区分)。

ただし、国交省の技術基準に適合する運行記録計である場合は、2台分を助成対象とみなします。(EMS、DRそれぞれで計上)

3. 導入方法について

買取り、リースいずれについても会員事業者が当該年度に新たに装着した機器(中古品を除く)について助成対象とします。ただし、リースの場合であっても助成金については、会員事業者へ交付いたします。

4. 新車への装着について

導入前のデータの提出を必要としないため、新車への装着についても助成対象といたしますが、会員事業者においては、装着したことが確認できる書面、機器の領収証などを取得するようにしてください。

5. 助成交付限度額について

EMS車載器、DRを合算して限度額を設定しています。交付限度額は、当該事業年度の予算の範囲内で実施し、予算に達し次第締切りとなりますので、予め連絡等によりご確認頂き申請してください。

6. 実績報告書の提出について

実績報告書提出の際には、納品書、請求書、領収書の写し、リース契約書(リースの場合)など導入したことが確認できる書類を取得し添付して下さい。

7. 助成金の支払いについて

助成金は実績報告書に基づき支払います。

8. 導入効果等の報告等

機器を導入し、助成金の交付を受けた事業者に対して、機器の活用状況、導入による効果、課題等についての報告を求めることといたします。調査票については、別途作成し、配布いたします。

また、機器を導入し、助成金の交付を受けた事業者に対して、当該機器を使用して実際に得られたヒヤリハット映像や事故の映像について提供を求める場合があります。